

警 務 第 1 8 4 号  
令 和 2 年 9 月 2 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則の制定について

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和2年国家公安委員会規則第10号）が令和2年8月28日に公布され、9月1日から施行されたところ、その改正の概要については、下記のとおりであるため、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

昨今の働き方の多様化に伴い、複数の事業に使用される労働者が増加している現状を踏まえ、令和2年3月、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）の一部改正を内容に含む改正法が成立し、労災法において、事業主が同一でない複数の事業に使用される労働者の当該複数の事業の業務を要因とする死亡等（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）（以下「複数業務要因災害」という。）に関する保険給付が新設された（令和2年9月1日施行）。

これに伴い、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号）第12条第3号に、新たに複数業務要因災害に関する保険給付が追加された。

担当：警務課犯罪被害者支援室



第六十九条第一項中「失業等給付」の下に「及び育児休業給付（以下「失業等給付等」という。）を、「第二項の規定」の下に「これらの規定を第六十一条の六第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第七十条中「失業等給付」を「失業等給付等」に改める。  
第七十二条第一項中「第六十一条の六第一項」を「第六十一条の七第一項」に改め、「災害」の下に「第三十七条の五第一項第三号の時間数」を加える。

第七十三条中「請求」の下に「又は第三十七条の五第一項の規定による申出」を加える。  
第七十四条中「失業等給付」を「失業等給付等」に改め、「規定」の下に「これらの規定を第六十一条の六第二項において準用する場合を含む。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 年度の平均給与額が修正されたことにより、厚生労働大臣が第十八条第四項に規定する自動変更対象額、第十九条第一項第一号に規定する控除額又は第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額を変更した場合において、当該変更に伴いその額が再び算定された失業等給付等があるときは、当該失業等給付等に係る第十条の三（第六十一条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による未支給の失業等給付等の支給を受ける権利については、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第三十一条第一項の規定を適用しない。

第七十六条第一項中「雇用していた」の下に「と認められる」を加え、同条第四項中「雇用継続給付」の下に「又は育児休業給付」を加える。

第七十七条中「失業等給付」を「失業等給付等」に改める。  
第七十九条第一項中「雇用していた」の下に「と認められる」を加える。

第八十五条中「失業等給付」を「失業等給付等」に改める。  
附則第三条中「第十四条第一項」の下に「及び第三項」を加える。

附則第四条第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第二項中「の者、同項」及び「の者、第二十四条の二第二項」を削る。

附則第五条第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第四項中「の者、同項」及び「の者、第二十四条の二第二項」を削る。

附則第十条第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第二項中「の者、同項」及び「の者、第二十四条の二第二項」を削る。

附則第十一条の二第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。  
附則第十二条を削る。  
附則第十二条の二中「第六十一条の六第四項」を「第六十一条の四第四項」に改め、同条を附則第十二条とする。

附則第十四条第一項及び第二項中「平成三十一年度」を「令和三年度」に改める。  
附則第十五条中「平成三十二年四月一日」を「令和四年四月一日」に改める。  
（労働者災害補償保険法の一部改正）

第二条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。  
目次中「第二節 業務災害に関する保険給付（第十二条の八―第二十条）」を「第二節 業務災害に関する保険給付（第十二条の八―第二十条）」に改める。

業務要因災害に関する保険給付（第二十条の二―第二十条の十）に改める。  
第一条中「又は通勤による」を「、事業主が同一人でない二以上の事業に使用される労働者（以下「複数事業労働者」という。）の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による」に、又は通勤により」を「、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤により」に改める。  
第二条の二中「業務上の事由」の下に「、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由」を加える。

第七条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。  
二 複数事業労働者（これに類する者として厚生労働省令で定めるものを含む。以下同じ。）の二以上の事業の業務を要因とする負傷、疾病、障害又は死亡（以下「複数業務要因災害」という。）に関する保険給付（前号に掲げるものを除く。以下同じ。）  
第七条第二項中「前項第二号」を「前項第三号」に改め、同条第三項中「第一項第二号」を「第一項第三号」に改める。

第八条第一項中「及び第二号」を「から第三号まで」に改め、同条に次の一項を加える。  
前二項の規定にかかわらず、複数事業労働者の業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は複数事業労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡により、当該複数事業労働者、その遺族その他厚生労働省令で定める者に対して保険給付を行う場合における給付基礎日額は、前二項に定めるところにより当該複数事業労働者を使用する事業ごとに算定した給付基礎日額に相当する額を合算した額を基礎として、厚生労働省令で定めるところによりて政府が算定する額とする。

第八条の二第一項中「又は休業給付」を「、複数事業労働者休業給付又は休業給付」に改め、同項第二号中「この条」の下に「及び第四十二条第二項」を加える。

第八条の三第二項中「同条第二項中」の下に「休業補償給付等を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償給付等に係る療養を開始した日から起算して一年六箇月を経過した日以後の日である」とあるのは「年金たる保険給付を支給すべき事由がある」とを「次条第一項」との下に、「休業給付基礎日額」とあるのは「年金給付基礎日額」とを「遺族補償年金」の下に、「複数事業労働者遺族年金」を加える。

第八条の四中「遺族補償一時金」の下に「、複数事業労働者障害一時金若しくは複数事業労働者遺族一時金」を加える。

第十一条第一項中「遺族年金」を「、複数事業労働者遺族年金については当該複数事業労働者遺族年金を受けられることができる他の遺族、遺族年金」に改め、同条第三項中「については第十六条の二第三項に」の下に「、複数事業労働者遺族年金については第二十条の六第三項において準用する第十六条の二第三項に」を加える。

第十二条第二項中「業務上の事由」の下に「、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由」を「遺族補償年金」の下に「、複数事業労働者遺族年金」を「休業補償給付」の下に「、複数事業労働者休業給付」を「、障害補償一時金」の下に「、複数事業労働者障害一時金」を加え、同条第三項中「休業補償給付」の下に「、複数事業労働者障害一時金」を加え、同条第三項中「休業補償給付」の下に「、複数事業労働者障害一時金」を加える。

第十四条第一項ただし書中「労働する日」の下に「若しくは賃金が支払われる休暇（以下この項において「部分算定日」という。）又は複数事業労働者の部分算定日」を加え、「当該労働」を「部分算定日」に改める。

第三章第二節の次に次の一節を加える。  
第二節の二 複数業務要因災害に関する保険給付

第二十条の二 第七条第一項第二号の複数業務要因災害に関する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 複数事業労働者療養給付
- 二 複数事業労働者休業給付
- 三 複数事業労働者障害給付
- 四 複数事業労働者遺族給付
- 五 複数事業労働者葬祭給付
- 六 複数事業労働者傷病年金
- 七 複数事業労働者介護給付



3 六十五歳以上継続雇用制度には、事業主が、他の事業主との間で、当該事業主の雇用する高齢者であつてその定年後等に雇用されることを希望するものをその定年後等に当該他の事業主が引き続いて雇用することを約する契約を締結し、当該契約に基づき当該高齢者の雇用を確保する制度が含まれるものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項各号に掲げる措置及び創業支援等措置（次条第一項及び第二項において「高齢者就業確保措置」という。）の実施及び運用（心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等の六十五歳以上継続雇用制度及び創業支援等措置における取扱いを含む。）に関する指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

5 第六條第三項及び第四項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。

（高齢者就業確保措置に関する計画）

第十條の三 厚生労働大臣は、高齢者等職業安定対策基本方針に照らして、高齢者の六十五歳から七十歳までの安定した雇用の確保その他就業機会の確保のため必要があると認めるときは、事業主に対し、高齢者就業確保措置の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指導又は助言をした場合において、高齢者就業確保措置の実施に関する状況が改善していないと認めるときは、当該事業主に対し、厚生労働省令で定めるところにより、高齢者就業確保措置の実施に関する計画の作成を勧告することができる。

3 事業主は、前項の計画を作成したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを厚生労働大臣に提出するものとする。これを変更したときも、同様とする。

4 厚生労働大臣は、第二項の計画が著しく不相当であると認めるときは、当該計画を作成した事業主に対し、その変更を勧告することができる。

第十一條の見出しを「高齢者雇用等推進者」に改め、同条中「高齢者雇用確保措置」を「高齢者雇用確保措置等」に改める。

第十五條第一項中「以下この節において同じ。」を「その他厚生労働省令で定める者（以下この項及び次条第一項において「再就職援助対象高齢者等」という。）に、「その他これに類するもの」としてを「その他の」に改め、「（以下「解雇等」という。）を削り、「当該高齢者等」を「当該再就職援助対象高齢者等」に改める。

第十六條第一項中「その雇用する高齢者等」を「再就職援助対象高齢者等」に、「解雇等」を「前条第一項に規定する厚生労働省令で定める理由」に改める。

第十七條第一項中「解雇等」を「解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他これに類するものとして厚生労働省令で定める理由（以下この項において「解雇等」という。）に改め、「なつている高齢者等」の下に「（厚生労働省令で定める者に限る。）」を加える。

第五十二條の見出しを「雇用状況等の報告」に改め、同条第一項中「及び継続雇用制度」を「継続雇用制度、六十五歳以上継続雇用制度及び創業支援等措置」に、「の雇用」を「の就業の機会の確保」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第六條 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第九十九條第二項第一号中又をヲとし、トからリまでをリからルまでとし、ヘをトとし、トの次に次のように加える。

チ 育児休業給付資金から生ずる収入

第九十九條第二項第一号中ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ 育児休業給付資金からの受入金

第九十九條第二項第二号イ中「失業等給付費」の下に「育児休業給付費」を加え、同号中チをリとし、ニからトまでをホからチまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ 育児休業給付資金への繰入金

第一百條第二項中「並びに同法第六十六條」を「同法第六十六條」に改め、「雇用継続給付」の下に「及び育児休業給付」を加える。

第二百條第二項中「又は第八項」を「第八項又は第九項」に改める。

第二百條第三項中「の歳入額」の下に「育児休業給付に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「育児休業給付費充当歳入額」という。）並びに」を加え、「次条第三項」を「第百四條第三項」に改め、「いづれ」の下に「の合計額」を、「の歳出額」の下に「育児休業給付に係る歳出額（次条第三項及び第四項において「育児休業給付費充当歳出額」という。）並びに」を加え、「同条第三項」を「第百四條第三項」に改める。

第二百條の次に次の一條を加える。

（育児休業給付資金）

第二百條の二 雇用勘定に育児休業給付資金を置き、同勘定からの繰入金及び第三項の規定による組入金をもつてこれに充てる。

2 前項の雇用勘定からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

3 雇用勘定において、毎会計年度の育児休業給付費充当歳入額から当該年度の育児休業給付費充当歳出額を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、育児休業給付費に充てるために必要な金額を、育児休業給付資金に組み入れるものとする。

4 雇用勘定において、毎会計年度の育児休業給付費充当歳入額から当該年度の育児休業給付費充当歳出額を控除して不足がある場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、育児休業給付資金から補足するものとする。

5 育児休業給付資金は、育児休業給付費及び第二百條第三項の規定による雇用勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定めるところにより、使用することができる。

6 育児休業給付資金の受払いは、財務大臣の定めるところにより、雇用勘定の歳入歳出外として経理するものとする。

第七百七條第四項中「積立金」の下に「育児休業給付資金」を加える。

附則第十九條中「第九十九條第二項第一号リ」を「第九十九條第二項第一号ル」に、「同号リ」を「同号ル」に改める。

附則第十九條の二中「令和元年度」を「令和三年度」に、「又は第八項」を「第八項又は第九項」に、「とする」を「若しくは第九項」とする」に改める。

附則第二十條の二第二項中「令和元年度」を「令和三年度」に改める。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中雇用保険法第十九條第一項の改正規定、同法第三十六條の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八條及び第五十四條の改正規定並びに同法附則第四條、第五條、第十條及び第十一條の第二項の改正規定並びに附則第十條、第二十六條及び第二十八條から第三十二條までの規定 公布の日

二 第一條中雇用保険法第十四條の一項を加える改正規定並びに同法第三十七條の第三項及び第三十九條第一項の改正規定並びに同法附則第三條の改正規定並びに次條の規定 令和二年八月一日

三 第一條中雇用保険法第三十七條の見出しを削る改正規定及び同条第八項の改正規定、第二條の規定（労働者災害補償保険法第八條の第二項第二号の改正規定及び同法第四十二條の一項を加える改正規定を除く。）並びに第四條中労働保険料の徴収等に関する法律第十二條第二項及び第三項、第十四條第一項並びに第十四條の第二項の改正規定並びに附則第六條第一項及び第五號、第七條並びに第十二條の規定、附則第十三條中厚生年金保険法（昭和二十九年法律第五十五號）第五十六條第三号の改正規定並びに附則第十七條、第二十一條、第二十二條及び第二十四條の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第一条中雇用保険法第六十二条第一項第三号及び第六十六条第三項第一号イの改正規定並びに同条第四項の改正規定(前項第三号)を「前項第四号」に改める部分を除く。、第三条の規定、第四条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第一号及び第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に一項を加える改正規定並びに同条に一項を加える改正規定並びに同法附則第十一條第二項の改正規定、第五條の規定並びに第六條中特別会計に関する法律第二百二條第二項の改正規定及び同法附則第十九條の二の改正規定(令和元年度)を「令和三元年度」に改める部分を除く。並びに附則第九條第二項及び第十一條第一項の規定 令和三年四月一日

五 第一条中雇用保険法の目次の改正規定(第三十七條の四)を「第三十七條の六」に改める部分に限る。、同法第六條の改正規定、同法第三十七條の四の次に二條を加える改正規定、同法第七十二條第一項の改正規定(災害)の下に「第三十七條の五第一項第三号の時間数」を加える部分に限る。及び同法第七十三條の改正規定並びに附則第十一條第二項の規定 令和四年一月一日

六 第一条中雇用保険法第六十一条第五項の改正規定並びに附則第三條、第十三條(厚生年金保険法第五十六條第三号の改正規定を除く。 )及び第十四條の規定 令和七年四月一日

(被保険者期間の計算に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の雇用保険法(以下「改正後雇用保険法」という。 )第十四條第三項、第三十七條の三第一項、第三十九條第一項及び附則第三條の規定は、被保険者期間(雇用保険法第十四條第一項に規定する被保険者期間をいう。 以下この条において同じ。 )の計算に係る離職の日(以下この条において「離職日」という。 )が前条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第二号施行日」という。 )以後である者に係る被保険者期間について適用し、離職日が第二号施行日以前である者に係る被保険者期間については、なお従前の例による。

(高年齢雇用継続給付に関する経過措置)

第三条 改正後雇用保険法第六十一条第五項の規定は、六十歳に達した日(その日において雇用保険法第六十一条第一項第一号に該当する場合にあつては、同号に該当しなくなった日。 以下この項において同じ。 )が附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第六号施行日」という。 )以後である被保険者に対する高年齢雇用継続基本給付金について適用し、六十歳に達した日が第六号施行日以前である被保険者に対する高年齢雇用継続基本給付金については、なお従前の例による。

2 雇用保険法第六十一条の二第三項において準用する改正後雇用保険法第六十一条第五項の規定は、第六号施行日以後に安定した職業に就くことにより被保険者となった者に対する高年齢再就職給付金について適用し、第六号施行日以前に安定した職業に就くことにより被保険者となった者に対する高年齢再就職給付金については、なお従前の例による。

第四条 改正後雇用保険法第六十一条の七及び第六十一条の八の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。 )以後に改正後雇用保険法第六十一条の七第一項に規定する休業を開始する者について適用し、施行日前に第一條の規定による改正前の雇用保険法(以下「改正前雇用保険法」という。 )第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

(雇用保険の国庫負担に関する経過措置)

第五条 改正後雇用保険法第六十六條第一項の規定は、令和二元年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。この場合において、前條の規定によりなお従前の例によることとされた施行日以前に改正前雇用保険法第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した者に対して施行日以後に支給される育児休業給付金については、改正後雇用保険法第六十一条の七第一項の規定による育児休業給付金とみなして、改正後雇用保険法第六十六條第一項第四号の規定を適用する。

(労働者災害補償保険法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第二条の規定による改正後の労働者災害補償保険法(以下「改正後労災保険法」という。 )の規定は、改正後労災保険法第七條第一項第二号に規定する要件により、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という。 )以後に発生する負傷、疾病、障害又は死亡に対する改正後労災保険法第七條第一項第二号に掲げる保険給付について適用する。

2 前項に定めるもののほか、改正後労災保険法第八條第三項及び第十四條第一項(労働者災害補償保険法第二十二條の二第二項において準用する場合を含む。 )の規定は、第三号施行日以後に発生する負傷、疾病、障害又は死亡に対する労働者災害補償保険法第七條第一項第一号及び改正後労災保険法第七條第一項第三号に掲げる保険給付について適用し、第三号施行日以前に発生した負傷、疾病、障害又は死亡に対するこれらの規定に掲げる保険給付については、なお従前の例による。

3 施行日から第三号施行日の前日までの間における改正後労災保険法第四十二條第二項の規定の適用については、同項中「第二十條の六第三項若しくは第二十二條の四第三項」とあるのは「第二十二條の四第三項」と、第六十條の二第一項若しくは第六十一條第一項」とあるのは「若しくは第六十一條第一項」とする。

第七条 複数事業労働者(改正後労災保険法第七條第二号に規定する複数事業労働者をいう。 以下この項において同じ。 )の夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。 )、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、五十五歳以上六十歳未満であつたもの(改正後労災保険法第二十條の六第三項において準用する労働者災害補償保険法第十六條の二第一項第四号に規定する者であつて、改正後労災保険法第二十條の六第三項において準用する労働者災害補償保険法第十六條の四第一項第六号に該当しないものを除く。 )は、改正後労災保険法第二十條の六第三項において準用する労働者災害補償保険法第十六條の四第一項第六号に規定する労働者災害補償保険法第十六條の二第一項の規定にかかわらず、当分の間、改正後労災保険法第二十條の六第三項において準用する労働者災害補償保険法第十六條の四第二項中「前項各号の一」とあるのは「前項各号の一(第六号を除く。 )」と、改正後労災保険法別表第一の遺族補償年金の項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「複数事業労働者遺族年金を受けることができる遺族(雇用保険法等の一部を改正する法律(令和二年法律第十四号)附則第七條第一項に規定する遺族であつて六十歳未満であるものを除く。 )」とする。

2 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第三十号)附則第四十三條第二項及び第三項の規定は、前項に規定する遺族について準用する。この場合において、同条第二項中「遺族補償年金」とあるのは「複数事業労働者遺族年金」と、同条第三項中「遺族補償年金」とあるのは「複数事業労働者遺族年金」と、同項ただし書中「第六十條」とあるのは「第六十條の四」と読み替へるものとする。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第四条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下この条において「改正後徴収法」という。 )第十二條第五項の規定は、令和二元年度以後の年度において同項に規定する場合に該当することとなつた場合における雇用保険率の変更について適用する。この場合において、附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされた施行日以前に改正前雇用保険法第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した者に対して施行日以後に支給される育児休業給付金については、改正後雇用保険法第六十一条の七第一項の規定による育児休業給付金とみなして、改正後徴収法第十二條第五項の規定を適用する。

2 令和元年度以前の年度に係る改正後徴収法第十二條第五項の規定による雇用保険率の変更については、なお従前の例による。